

台風等非常時における公開講座の中止等の対応について

1. 気象警報等の発令、公共交通機関の運行停止による講座中止等の対応

(1) 講座開始前の中止

講座開始時刻の2時間前の時点で、又は講座開始時刻の2時間前以降であっても、次のいずれかの事由が発生している場合には講座開催を中止することとする。受講者には事前に送付する「受講案内」にこの講座中止事由を記載して周知する。

ア 暴風警報等の発令に伴う中止

(ア) 気象庁から「特別警報」（「〇〇特別警報」）が発令された時点で講座は中止する。

(イ) 気象庁から「大雨警報」と「暴風警報」が同時に発令された時点で講座は中止する。

(ウ) 気象庁から「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令された時点で講座は中止する。

イ 避難指示の発令に伴う中止

(ア) 会場のある地区に「避難指示」（警戒レベル4以上）が自治体から発令された時点で講座は中止する。

ウ 地震の発生に伴う中止

(ア) 会場のある地区において「震度5強」以上の地震が発生した場合、講座は中止する。

エ 公共交通機関の運休に伴う中止

(ア) 会場が庄原市内の場合：市内のバス路線（高速バスも含む）、JRがいずれも運行停止になることが予告されている場合は、講座開催を中止する。

(イ) 備北交通路線バス県大線が運行停止、運行停止が予告されている場合は、講座開催を中止する。

(2) 講座開始後の対応

講座開始後であっても、上記(1)ア～エの講座中止事由が発生したときは、その時点で受講者に情報提供のうえ、講座を中止する。

上記(1)エの公共交通機関のいずれかの運行停止の予告が発表された場合は、その時点で受講者に情報提供のうえ、途中退席を認める。

(3) その他

非常事態の発生においては状況によっては中止する場合がある。

2. 急病人への対応

- (1) 講座中に急病人が出た場合は、本人に病状を確認の上、救急搬送の手配、家族への連絡等を行う。本人に意識がないときはただちに救急搬送の手配をする。
- (2) 対応中は講座を中断し、対応終了後に講座を続行する。対応終了後の講座継続が困難な場合には、その時点で講座を中止する。

3. 講座中止の決定

- (1) 講座中止の決定は、上記1及び2の講座中止事由の発生有無により、実施責任者（地域連携センター長）が行う。ただし、会場での緊急対応は、実施業務の担当者又は受託者が適宜行い、対応結果を速やかに実施責任者に報告する。
- (2) 連携公開講座についても、連携先と事前協議のうえ、同様に対応する。

4. 有料講座の受講料の返還

- (1) 上記1(1)の場合、当該講座を別の日に開講（補講）するときを除き、受領した受講料の当該講座相当分（複数回に亘る場合は按分）を受講者に返還することとし、その旨を受講者に通知する。この場合、返還は受講料の送金口座への振り込みで行い、振込手数料は本学が負担する。
- (2) 上記1(1)以外の場合は、大学側事由による講座の中止、その他返還すべき理由があるときを除いて返還しない。